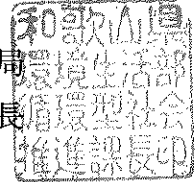


循第07080001号

令和5年3月17日

公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部 御中

和歌山県環境生活部環境政策局  
循環型社会推進課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定について（通知）

平素は、本県の環境行政の推進に御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定に基づき、令和5年3月17日付けで下記の区域を指定区域として指定しましたので、通知します。

記

1 指定区域

和歌山県田辺市秋津川字鍵原 826 番 1 の一部、826 番 4 の一部

(参考)

指定区域とは、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（廃止された産業廃棄物の最終処分場等）の区域を都道府県知事が指定したものを。

(事務担当)

産業廃棄物班

TEL : 073-441-2692